

国民健康保険被保険者証更新のお知らせ

現在お使いの日高町国民健康保険被保険者証の有効期限は、令和3年7月31日までとなっておりますので、7月に保険証の更新を行います。

新しい保険証を郵送します

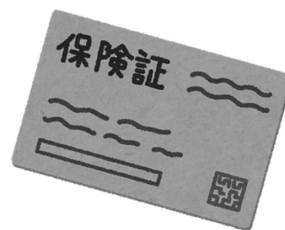
現在お使いの保険証の有効期限が切れる7月31日に間に合うように、1世帯ごとにまとめて世帯主の方に「簡易書留」で郵送します。

※70才以上の被保険者の方には、保険証と高齢受給者証を兼ねた「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を郵送いたします。

7月31日を過ぎても保険証が届かない場合は、お問い合わせください。
ただし、国民健康保険税の全部または一部に滞納がある場合には、郵送できない場合があります。

新しい保険証が届いたら

記載内容を確認し、大切に保管してください。
保険証ケースを紛失・破損した場合は、役場各窓口にてお渡しいたします。
古い保険証は、ハサミなどで細かく切断するなどして破棄してください。
破棄することが難しい場合は、役場各窓口へ返却してください。



資格に変更があったら

他の健康保険に加入した方は、国保の資格喪失の届出が必要です。
また、国保に加入する時も届出が必要です。
変更があった場合は、14日以内に届出を行ってください。
今回送付する保険証は、6月末現在の状況で作成いたします。
そのため6月末以降に変更の届出をした方へも届出前の状況で送付される場合があります。
該当される方は、お手数ですがお近くの役場窓口へご連絡ください。

【届出窓口】 日高町役場 住民生活課 ・ 日高総合支所 地域住民課
水・くらしサービスセンター ・ 厚賀出張所

【お問い合わせ先】

日高町役場 住民生活課 保険医療グループ 電話 01456-2-6182

消防法令に基づいて設置されている

旧規格消火器は 2021年12月31日 までに交換が必要です。



適応火災のマークが
「文字表示」の消火器は、
新規格消火器に 2021年12月31日
までに交換してください!

旧規格

普通
火災用

油
火災用

電気
火災用

新規格



普通火災用



油火災用



電気火災用

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011年1月1日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは2021年12月31日までです。2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いいたします。

日高西部消防組合

富川消防署

TEL : 01456-2-1521

日高支署

TEL : 01457-6-2244